資料１－１

消費者基本計画の検証・評価・監視にかかるヒアリング対象施策

平成 22 年 12 月 3 日
消　費　者　委　員　会

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
87	消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。 また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	平成 22 年度に着手します。
93	新学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や関係省庁の副教材の作成・配布への協力等を行います。 また、新学習指導要領の実施に向けて、消費者教育に関する講座の充実など、教員の消費者教育に関する指導力の向上を図ります。	文部科学省	継続的に実施します。
96	それぞれの機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。	消費者庁 公正取引委員会 金融庁 法務省 文部科学省 国民生活センター 金融広報中央委員会	継続的に実施します。

140	温室効果ガス排出量を2020 年までに1990年比25%削減する目標の達成に向けた新たな国民運動であるチャレンジ 25 キャンペーンの中で、オフィスや家庭などにおける CO2 削減に向けた具体的な行動を「６つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民の皆様に呼び掛けていきます。	環境省 関係省庁等	継続的に実施します。

資料１－２

消費者基本計画の検証・評価・監視
施策におけるヒアリング項目について

平成 22 年 12 月 3 日
消 費 者 委 員 会

施策番号 87

Ｑ１　消費者教育推進会議について
　○会議構成メンバー
　○開催状況
　○以下の課題に関する検討の進捗状況を具体的に
　　・消費者教育用教材の開発
　　・消費者教育の推進方策
　　・消費者教育効果の測定方法や先進的教育手法の検討
　　・消費者教育ポータルサイトの拡充
　○今後のスケジュール

施策番号 93

Ｑ１　新学習指導要綱の周知・徹底の状況
Ｑ２　消費者に関する副教材の作成への協力の進捗状況
Ｑ３　消費者教育指導者の養成の状況（消費者教育中央説明会、消費者教育指導者養成講座の具体的な内容等について）

施策番号 96

Ｑ１　関連する各機関における消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座、講師派遣の実施状況
Ｑ２　消費者庁が果たしている役割（特に消費者庁設置前後で何が変わったか）

施策番号 140

Ｑ１　チャレンジ２５キャンペーンの実施状況と、特に温暖化防止のための消費者に向けた取り組みについて